

徳島県いじめ問題調査委員会議事録

1 日 時 平成28年3月14日（月） 10:00～11:30

2 会 場 県庁10階 中会議室

3 出席者 委員

県

岡崎 啓子（敬称略、以下同じ）

清水 英範 監察局長

上地 大三郎

岡田 芳宏 監察局次長

住谷 さつき

小林 良章 人権教育課いじめ問題等

中岡 泰子

対策室長

山下 一夫

仁木 伸一 総務課長

ほか

（会議次第）

1 開 会

2 議 事

（1）平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

（2）事例研究

（3）その他

3 閉 会

（事務局）

それでは、ただ今から、平成27年度徳島県いじめ問題調査委員会を開会させていただきます。

～開会あいさつ～

それでは、これより議事に入りたいと思います。これからの議事進行につきましては、会長さんに、よろしくお願いいたします。

（会長）

それでは、本日の議事進行を務めさせていただきます。

はじめに、議事（1）「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」について、徳島県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室から説明をいただきます。

（事務局）

～資料1の説明～

（会長）

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対するご質問やご意見がございましたら、どうぞお願いします。

（A委員）

資料の一番下のいじめの解消状況で、解消しているもの、継続支援中のものについて、

それぞれ割合はどれぐらいですか。

（事務局）

平成 26 年度では、解消しているものが 78.8 %、それから、また一定の解消が図られたが支援中のものが 18.1 %で、前年度と比べると、約 7 %ぐらいが、解消しているものから支援中のものに移っています。取組中とその他についてはほぼ変わりません。

（A 委員）

重大事態について、学校主体で調査を行った件数が 415 件となっていますが、徳島ではないということでもいいんですか。

（事務局）

教育委員会では、ありません。

（A 委員）

各学校主体で行ったというものについて、あるかないかということなのですが。

（事務局）

この重大事態の報告自体がありません。

（A 委員）

先ほど文部科学省が調査の見直しをして、認知件数が多い方が良いというお話もありましたが。

（事務局）

おそらく次年度は、この 2 倍以上増えてくるのではないかと考えています。我々も、とにかく「いじめはある」と、数年前は「いじめの根絶」という言葉も使っていたのですが、今後は、「いじめはあるから見つけてください」ということで、学校に対してアプローチしているところです。

（A 委員）

いや、大したことだなあと思いました。これまではやっぱり表に出したくないというか隠したがるという傾向があった。いじめをする側目線から、される側目線に変わった一つの兆候かな、そのあたりは良いことかなと思っています。

（B 委員）

いじめを解消しているっていうのは、何を基準に誰が判断しているんですか。

（事務局）

これは学校の判断です。最終的には学校長です。文部科学省も、何をもって解消したのかという調査の中での規定はございません。一義的には謝罪が済んだということで、学校としては解消としたという報告が多いだらうと思います。他県では、解決をして 30 日程度様子を見て問題が無ければ一定の解消が図られたのかなというふうに捉えるところもあるようです。

(B 委員)

統一見解というか統一基準はないということですね。じゃあ解消したというのは自己申告ということですね。

(事務局)

そうです。学校の申告です。

(B 委員)

国の方が力を入れていると伺ったので、何らかのマニュアルというか、その判定基準みたいなものを作って、その判断するのも第三者が判断しているのかなって思ってたので、何も変わってないのかなあとと思います。

(事務局)

昨年のご指摘を踏まえ、我々としても「本当に解消したのか」という皆様からいただいた声を、学校の方にも伝えております。やはり安易に解消したと思い込むことの危険があります。だから、慎重に対応しているという状況が、少し表れたのかなと思います。なお、基準については、まだ出ておりませんが、文部科学省も検討しているように伝わっています。

(B 委員)

解消しているかどうかのマニュアルは多分難しいと思います。だから、それよりも解消したと判断した後のいわゆる追跡調査みたいな、いわゆるいじめた側いじめられた側に対して、何らかの配慮とか支援というものを、少し期間を決めてやるとかいうマニュアルは必要かなと思います。特に担任の先生とかだったら、やはり折々気がついたことは、すぐに報告して共有するというようなシステムができるといいかなと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

説明の中で、30 日程度様子を見てという県もあると言われましたけど、徳島県では、まだそれを導入していないのですか。

(事務局)

30 日というのは導入しておりません。皆様からご指摘を頂いて、調べましたが、九州のある県は、30 日をめどとして、30 日間何もトラブルがなければ、ほぼ一定の解消が図られたと判断するところもございました。徳島の場合、このような考え方を学校には周知しておりません。皆様から頂いたご意見を踏まえ、本当に解決しているのか、学校の思い込みじゃないようにということは、校長会等で伝えさせていただいているところでございます。

(C 委員)

解消しているものの中で、学校以外に他の専門の臨床心理士などが関わって解消しているものの割合とかはわかりますか。

（事務局）

割合は調べてはおりませんが、もちろんその中にはスクールカウンセラーが入ったり、外部の方が入ったり、教育委員会が入ったりして解消しているものもあるかと思います。

（会長）

最終的な解消というのは校長の判断にというのはわかるんですけど、それ以前にスクールカウンセラー、それからなにより子ども自身の意見は聴取されているのですか。

（事務局）

子ども達については学校現場の中でこれはいじめだよってことで、やった方もやられた方にもしっかり伝えて、指導はできると思うのですが、その解消に向けて保護者、特に加害の保護者の理解が得られない場合、次へ進まなくなります。学校が間に挟まってしまい、どうしてもそこから先には動かなくなってしまう。ということで、解消が難しくなっている。そのようなケースが報告されている現状です。子ども達については、学校の中で、これは、いじめだよということで指導しております。

（B委員）

謝罪を解消とすること自体にかなり無理があると思いますし、むしろ謝罪をさせることで潜伏化することもありますので、解消というのは、誰かが誰かに謝ったということではなく、そういう事実を周囲が認識し周知し情報共有して、その後にそれが継続しないように監視するというのが解消だと思います。謝ったということでこれで終わりっていうんだったら、いじめる人は、また別の人をいじめるだろうし、人が人を反省させるなんてことは非常に難しいことで、だったらいっそ懲罰を与えたらいいのであって、懲罰を与えることもなく、ただ謝罪させるっていうのが解消と判断されるのには、ちょっと疑問を感じます。

（事務局）

高校であれば懲罰が発令しやすいのですが、義務教育の段階では、トラブルがあっても、明日からそこで同じ集団の中の友達として、仲良くやっていけるようにしたいなあと、学校の教員は、そう努力します。ある程度、年齢が大きくなってくれば、お互いが距離を取ってということができるんですが、小学校では、そのあたり難しい部分があります。

（B委員）

子どもにも子どものプライドがあるので、いじめた側にはいじめたなりの理由がある、言い分があると思うんですよ。実際はどっちがいいとか悪いとかではなく、子どもは両方ともそれぞれの立場と言いつつ、しかもそれに対して影響を与える親がいますので、謝りなさいと言って、「本当に悪かったな、ごめんね、もうしないよ」っていうのと、「先生方が言うから一応謝るけど今にみてる」っていう子がいる。だからそれを解消という基準にして、何%解消したと判断するのはちょっとひっかかるなという感想です。

（会長）

解消ということについて、県とそれから我々大学人とか色々な方々と、そこは集中して検討する課題だと思いますね。ちなみに、韓国だと、加害の子どもと保護者に対しての矯正プログラムみたいなものがあるということでしたが、まだプログラム自体を十分咀嚼でき

ていないところです。韓国でも受験競争があるため、いじめをしたら内申に響きますよと、だからいじめをしたら駄目ですよと必ず言われると聞いて、日本でそこまでできるのかなと。より詳しい韓国の情報もわかりましたら、1年後くらいに、ご説明できたらと思います。

（D委員）

資料の中の徳島県の調査結果についてですが、これは誰が回答しているんですか。

（事務局）

文部科学省の問題行動調査の項目の中に、いじめというのがあって、いじめの中でも40項目くらいの質問があり、原則、学校の教員が数をつかみ、報告をするものです。

（D委員）

見えるところは、把握はできるんだけど、隠れている部分は、例えばネットの中傷・誹謗とか、中学校はもっとあるだろうというところは、実態との齟齬も見ていく必要があるのではと思いました。

（会長）

この2月に鳴門教育大、上越教育大、宮城教育大、福岡教育大が、いじめ問題に立ち上がろうということで連携を組んで、文部科学省と一緒にあって、その時には義家副大臣も来ていただいて、シンポジウムや講演会をしたんですが、その中で、シンポジウムでネットいじめについても取り上げたんですけど、一つ大事なことは、子ども達にネットというのは匿名ではないんだよと、それをきっちり教えるというのが必要ではないかというのを皆さん言われましたね。だから子どもはネットというのは、匿名で自分のことはばれないと思ってやっちゃうけれども、実は逆にものすごい証拠として残るんだよというようなこと、そこをまずきっちり教える。それからネットいじめと普通のいじめは違うのではなくて、やっぱりいじめはいじめなんだというようなこともきっちり教えるべきだというような話が出ていました。

（事務局）

昔は、読み書きそろばんと言われていましたが、これからの時代は、読み書きスマホ、いわゆる情報ネットワークを活用する力が子ども達に必要です。県教委としても、情報モラル教育をしっかりと実施してまいります。使い方については、子どもの方がずいぶん進んでいて、年配の教員が遅れている部分があります。そこで、教員がしっかり指導できるようにということで、本年、全ての教員に指導資料を配りました。学校でも年間計画を作って指導をしていこうということで、対応を始めているところです。匿名と信じている者ほど被害にあったり加害をしたりするといったことを伝えていこうと思います。

～ 以降、非公開につき省略 ～